

小中学校空調機設置工事実施設計業務共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小中学校空調機設置工事実施設計業務（以下「業務」という。）に係る共同企業体の基本的要件、条件付一般競争入札（事前審査方式）参加資格審査及び条件付一般競争入札（事前審査方式）に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、共同企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い管工事の実実施設計業務の履行に際し、技術力等を結集して業務の安定的履行を確保するために自主的に結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

第3条 共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員数は2者又は3者とする。
- (2) 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率及び施行能力は構成員中最大とすること。
- (3) 共同企業体の代表者は、志摩市競争入札資格者名簿の建築関係コンサルタント暖冷房に登録されており、かつ一級建築士事務所登録を有していること。
共同企業体の代表者以外の構成員は、志摩市競争入札資格者名簿の建築関係コンサルタント建築一般又は暖冷房に登録されていること。
- (4) 共同企業体の代表者は、平成14年度以降（過去15年間）に、元請け（単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限りませ。）以下同じ。）として、国（独立行政法人、公団、事業団等その他政令で定める法人を含む。）都道府県・市町村等のS造、RC造又はSRC造の延床面積2,700㎡以上の建築物の空調機設置工事、又は空調機設置を伴う新築・増改築・改修工事の設計業務の実績を有する者
- (5) 共同企業体の代表者は、三重県内に本店、支店又は営業所等を有する者とする。
共同企業体の代表者以外の構成員は、志摩市内に本店、支店又は営業所等を有する者とする。
- (6) 共同企業体の代表者は、建築士法に定められた一級建築士を3名以上、かつ建築士法施行規則に定められた建築設備士を1名以上有すること。

共同企業体の代表者以外の構成員は、建築士法に定められた一級建築士又は建築士法施行規則に定められた建築設備士を有すること。

- (7) 共同企業体の配置技術者となる者は、それぞれ共同企業体の構成員と本業務の入札参加資格申請期間最終日に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(共同企業体業務の指定)

第4条 当該業務の指定は、市長が志摩市入札審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(共同企業体構成員の資格要件及び結成)

第5条 市長は、当該業務の共同企業体の構成員に適した資格要件を内申し、審査会に諮った上、適当であると認められたときは、当該業務の概要、資格要件、その他業務の施行に必要な事項を入札公告に掲示するものとする。

- 2 前項の規定により、資格要件があると認められた者は、任意に共同企業体を結成するものとする。この場合、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(共同企業体の競争入札参加資格審査申請)

第6条 前条第2項により結成された共同企業体は、市長の指定する日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書【様式 - 2】

(2) 共同企業体協定書【様式 - 3】の写し

(3) 使用印鑑届【様式 - 4】

(4) 委任状【様式 - 5】

- 2 前項の申請事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届【様式 - 6】を提出するものとする。

(共同企業体の入札参加資格確認)

第7条 市長は、前条により申請のあった共同企業体の入札参加資格要件を審査会に内申し、適当であると認められたときは、当該共同企業体の代表者に入札参加資格確認通知を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。